

熊 本 県 農 業 公 園
指 定 管 理 者 募 集 要 項

熊 本 県

熊本県農業公園指定管理者募集要項 目次

1	対象施設の概要	1
2	施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方	1
3	指定管理者が行う管理業務の基準	2
4	指定管理者が行う業務の具体的内容	3
5	指定の期間	3
6	管理に要する経費	3
7	スライド方式の適用	4
8	参加資格	4
9	提出書類	5
10	質問事項の受付	5
11	現地説明会の実施	6
12	申請書提出先及び提出期間	6
13	選定方法	6
14	申請に要する経費	8
15	無効又は失格	8
16	選定結果等の公表	8
17	指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料	8
18	その他	8
19	留意事項	8
20	添付資料・様式	9

熊本県農業公園指定管理者募集要項

熊本県農業公園の管理業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条の2第3項、熊本県農業公園条例（平成2年熊本県条例第62号）第13条及び熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第3条の規定により、熊本県農業公園の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要

（1）名 称

熊本県農業公園（以下「農業公園」という。）

（2）所在地

合志市栄3802番地4ほか

（3）施設の建設理念

農業公園は次の三つの理念に基づいて設置されています。

- ① 県民の農業理解の場の創出
- ② 自然・緑に親しむ憩いの場の提供
- ③ 農業情報発信基地の創出

（4）施設の沿革

昭和60年（1985年）	8月	農業公園の構想について発表
昭和62年（1987年）	12月	基本設計委託
昭和63年（1988年）	12月	実施設計委託
平成 元年（1989年）	2月	基盤整備事業着工
平成 2年（1990年）	3月	愛称及びシンボルマークを決定
平成 2年（1990年）	5月	起工
平成 3年（1991年）	8月	開園
平成 5年（1993年）	2月	入園者100万人突破
平成 5年（1993年）	4月	高校生以下の入園料無料化実施
平成 6年（1994年）	10月	高円宮殿下、同妃殿下御来園
平成 6年（1994年）	11月	入園者200万人突破
平成11年（1999年）	1月	入園者500万人突破
平成20年（2008年）	10月	入園者1000万人突破

（5）施設内容、規模等

別紙「熊本県農業公園施設概要書」のとおり

（6）現在の指定管理者

公益財団法人熊本県農業公社

（7）施設の利用実績

別紙「熊本県農業公園施設概要書」のとおり

2 施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方

利用者の安全確保を第一とし、農業公園の建設理念の具体化を図るとともに、県の農業施策と連携し、特に農業生産者と消費者との共生の場として農業公園を運営することができる指定管理者を募集します。

【建設理念】

- ① 県民の農業理解の場の創出
都市住民等に対して農業に対する興味と理解を深める。
 - ② 自然・緑に親しむ憩いの場の提供
くぬぎ林と牧草地に囲まれた豊かな自然に親しむ場を提供する。
 - ③ 農業情報発信基地の創出
熊本県農業研究センターや熊本県立農業大学校と有機的に連携を保ちながら、一体的に一つのゾーンとしてとらえ、農業の情報発信基地としての機能を果たす。
- ※ 詳細は、熊本県農業公園管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

3 指定管理者が行う管理業務の基準

（１）休園日

- ① 火曜日（火曜日が休日に当たるときは、その日後の休日以外の最初の日）
 - ② １２月２９日から翌年１月３日まで
- ※ 指定管理者は県の承諾を得て休園日を変更することができます。

（２）開園時間

- ① 午前９時から午後６時まで（３月から１１月まで）
 - ② 午前９時から午後５時まで（１２月から翌年２月まで）
- ※ 指定管理者は県の承諾を得て開園時間を変更することができます。

（３）法令遵守等

管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等を遵守すること。

- ① 熊本県農業公園条例、同規則
- ② 地方自治法、同施行令、同施行規則ほか行政関係法令
- ③ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
- ④ ビル管理法、同施行規則、水道法、同施行規則、建築基準法、消防法、同施行規則、電気事業法その他施設、設備の維持管理又は保守点検に関する法令
- ⑤ その他
 - ・ 指定管理者は、施設の管理に関し知り得た個人情報の保護を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６６条第２項第２号の規定に従い、協定において定める安全確保の措置を講じること。
 - ・ 指定管理者は、施設の使用許可承認等行政処分に相当する権限を行使するときは、熊本県行政手続条例（平成７年熊本県条例第５３号）第２章の規定を遵守すること。
 - ・ 指定管理業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等は、適正に管理し、５年間保存すること。指定期間を過ぎた後も同様とする。
 - ・ 指定管理者は、業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガ

スの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理に努めること。

また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達(グリーン調達)に努めること。

※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

4 指定管理者が行う業務の具体的内容

- (1) 農業及び「食のみやこ熊本県」に関する県民の理解と興味を深め、また、そのきっかけづくりに繋がる業務（イベントの誘致・企画・運営、広報、県民の興味を引く情報発信等）
- (2) 農業に関する資料の展示、情報の収集及び提供（農業館・知識の森でのパネル等の展示・案内等）
- (3) 展示、研修及び会議のための施設の提供（多目的ホール等の提供）
- (4) 農業公園の入園に関する業務
- (5) 農業公園の使用の許可に関する業務（多目的ホール、物産館ホール、回廊、中庭及び広場の使用許可）
- (6) 農業公園の利用料金に関する業務（入園料及び使用料の徴収等）
- (7) 農業公園の芝生広場、物産館、農業館、多目的ホール、駐車場等の施設、設備及び備品の維持、修繕に関する業務
- (8) 上記に掲げるもののほか、農業の振興及び発展に必要な業務及び指定管理者が農業公園の管理上必要と認める業務

※ 上記業務の詳細は、仕様書に定めるとおり。

5 指定の期間

令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日までの5年間とします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

農業公園の管理に要する経費は、利用料金収入及び県が支払う委託料によって賄うこととします。このうち、県が支払う委託料の額は、次の基準価格の範囲内で、応募事業者に提案を求めます。

なお、県からの委託料の具体額は事業計画書で提示された額に基づき、指定管理者と県との間で締結する協定書で定めます。

基準価格 373,075千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（令和9年度（2027年度）：74,615千円）

（令和10年度（2028年度）：74,615千円）

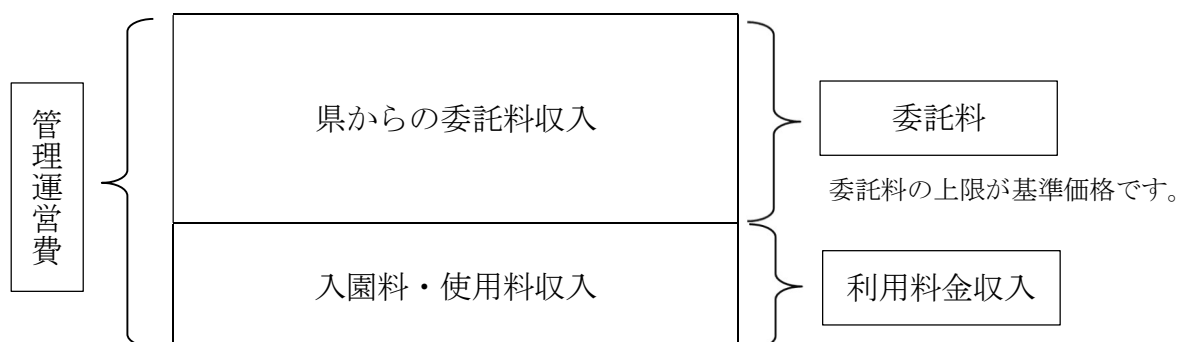
（令和11年度（2029年度）：74,615千円）

（令和12年度（2030年度）：74,615千円）

（令和13年度（2031年度）：74,615千円）

※ 基準価格を超える提案をされた場合は、第一次審査で失格となりますので、御注意ください。

※ 管理運営費・利用料金収入・基準価格の関係は次のとおりです。



令和9年度（2027年度）～令和13年度（2031年度）の利用料金収入は、35,591千円／年度を見込んでいます。

なお、当該見込額は、令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）における入園料・使用料収入から、同期間の大規模イベント等に伴う一時的な増収を除いたものの年平均です。

7 スライド方式の適用

スライド方式の適用に際しては、熊本県ホームページ上の「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針別冊 指定管理者制度導入施設におけるスライド方式運用マニュアル」（令和8年（2026年）9月2日）を参照してください。

8 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）熊本県内に事業所を有すること。

※ 事業所とは、緊急時の初動体制の確保等の危機管理や地域住民の苦情や要望に対応できる人的及び物的設備のある場所のことです。

- （3）熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- （4）労働者災害補償保険に加入していること。
- （5）県税、法人税、地方法人税、消費税、地方消費税等を滞納していないこと。
- （6）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- （7）賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- （8）複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。

- ① グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
- ② 申請書の記名については、構成員全員が行うこと。
- ③ 9（3）～（8）及び（9）①～③に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
- ④ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行わないこと。
- ⑤ 代表団体は（1）から（7）までに掲げる要件の全てを満たし、その他の構成員は（1）から（7）まで（（2）を除く。）に掲げる要件を満たすこと。

9 提出書類

申請に当たっては、次の書類を県に提出してください。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- （1）指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式）（別紙様式1）
- （2）熊本県農業公園指定管理者事業計画書（別紙様式2）及び収支計画書（別紙様式3）
- （3）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- （4）法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- （5）申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- （6）申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- （7）労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
- （8）納税証明書
 - ① 法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - ② 熊本県の県税（当該県税が課されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）
- （9）その他知事が必要と認める書類
 - ① 熊本県内の事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - ② 指定申請に係る誓約書（別紙様式4）
 - ③ 熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づき、県が実施する暴力団との関係の確認に関しての申立書（別紙様式5）
 - ④ グループで申請する場合はグループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金の請求・受領をする団体等を明らかにした書類）の写し

10 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年(2026年)9月25日(金)から令和8年(2026年)10月15日(木)まで
- (2) 質問方法 質問票(別紙様式6)に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。なお、これ以外の方法による質問はできません。
- (3) 回答方法 質問者名を匿名として、随時県のホームページに記載する等の方法により回答します。なお、質問の受付から回答までに日数がかかることがありますので、御了承ください。

1.1 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。参加を希望される場合は、現地説明会参加申込書(別紙様式7)に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。なお、現地説明会に出席されなくても申請書の提出は可能です。

- (1) 開催日時 令和8年(2026年)10月7日(水)午前10時30分から1時間半程度
- (2) 開催場所 農業公園内会議室

1.2 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 熊本県農林水産部農林水産政策課総務班(県庁本館8階)
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
TEL 096-333-2362
FAX 096-383-3270
- (2) 提出期間 令和8年(2026年)10月16日(金)から令和8年(2026年)10月26日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- (3) 提出部数 正本1部、副本(正本のコピーで構いません。)10部 計11部
※ 郵送の場合、書留郵便により提出期間最終日の午後5時までに必着のこと。
※ 電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けていません。

1.3 選定方法

- (1) 審査方法
 - ① 提出された事業計画書等により、第1次審査(資格審査)を行います。
 - ② 第1次審査通過団体には指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)による第2次審査(プレゼンテーション)を実施します。
選考委員会は、応募団体による事業計画書等の内容説明や、委員からの質疑に説明者が回答する形で進め、その後各委員が個別に審査・採点を行います。
なお、選考委員会は令和8年(2026年)10月又は11月に開催する予定ですが、詳細な日時、場所等については、後日連絡します。
 - ③ 選考委員会から、採点の集計結果に基づき、指定管理候補者選定に当たっての選考意見が県に報告され、指定管理者制度運営会議において、当該意見を踏まえて指定管理候補者を選定します。

(2) 審査基準と配点

選定項目及び審査内容		配 点
事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであるか。 ア 施設の設置目的への理解、県が示した管理の方針との合致及び団体の経営モラルや経営実態の健全性 イ 事業計画の内容が収益事業等の特定の事業に偏っていないか及び施設の利用が一部の利用者に偏った計画となっていないか。 ※ 選考委員会で否と判断された場合は失格とし、以下の採点は実施しません。		適・否
1	事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。 ア 利用者の増加を図るための広報計画、利用拡大の取組、地域や関係機関等との連携について具体的な計画（特に他の企業・団体との連携とそのノウハウの活用を図る計画）となっているか。また、その取組により利用者増が期待できる内容となっているか。 イ サービスの向上を図るための具体的な計画（特に他の企業・団体との連携とそのノウハウの活用を図る計画）となっているか。また、その取組によりサービスの向上が期待できるか。 ウ 施設の維持管理について、求めている内容が具体的に提案されているか。また、施設の維持管理・安全管理は適切かつ効率的に行われる見込みがあるか。 エ 農業及び「食のみやこ熊本県」に関する県民の理解と興味を深め、また、そのきっかけづくりに繋がる具体的な計画となっているか。	4 5
2	事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。 ア 施設の管理運営に係る経費は、基準価格と比較し低廉か。 イ 収支計画の積算方法・根拠は適切か、実現の可能性はあるか。	2 0
3	事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。 ア 安定的な運営が可能となる十分な職員体制が確保されているか、人員確保の方策は適切か。緊急時の対応、利用者への対応の方策は確保されているか、研修体制等の整備等、職員の育成を具体的に計画しているか。 イ 財務状況の健全性、金融機関等の支援体制等、安定的な運営が可能となる経理的基盤は十分か。 ウ 民間を含めた類似施設を良好に運営した実績はあるか。	3 5
合 計		1 0 0

1 4 申請に要する経費

申請に要する経費等は全て申請者の負担とします。

1 5 無効又は失格

本要項中に記載しているもののほか、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (4) 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
- (5) その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるとき。

1 6 選定結果等の公表

応募状況について、申請した団体の名称については公表します。

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、県のホームページ上で、各申請者の得点状況（総得点及び各項目ごとの得点）、事業計画書の内容（概要）、提案価格及び指定管理候補者の選定理由等を公表します。

1 7 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- (1) 指定管理者は、令和8年（2026年）12月（予定）の熊本県議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に県と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は指定期間の各年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

1 8 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出書類は、必要に応じ複写します。ただし、使用は県庁内及び選考委員会での検討に限ります。
- (3) 提出書類は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づく開示の請求により開示することがあります。

1 9 留意事項

- (1) 指定管理候補者を指定管理者として指定する前において、指定管理候補者が8に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、協定を締結しない又は協定を解除し、指定管理者の指定を行わないことがあります。

- (2) 指定管理者の指定後に、指定管理者が8に掲げる要件を欠くこととなったとき、又は財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。
- (3) 県は、当該施設を武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条に定める避難施設として指定しており、武力攻撃や大規模テロが生じた際に当該施設を避難施設として使用することがあります。なお、指定管理者の指定に当たっては、協定書締結の際、施設管理者として避難施設の指定についての同意書を提出することが必要です。

20 添付資料・様式

- (1) 別紙様式1 指定管理者指定申請書
- (2) 別紙様式2 熊本県農業公園指定管理者事業計画書
- (3) 別紙様式3 熊本県農業公園指定管理業務の収支計画書
- (4) 別紙様式4 指定申請に係る誓約書
- (5) 別紙様式5 申立書
- (6) 別紙様式6 質問票
- (7) 別紙様式7 現地説明会参加申込書
- (8) 別紙様式8 取下書
- (9) 参考資料
 - ① 熊本県農業公園施設概要書
 - ② 令和7年度（2025年度）におけるイベントの実施状況
 - ③ 入園者数の状況（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））
- (10) 熊本県農業公園管理運営業務仕様書
- (11) 熊本県農業公園の管理運営に関する協定書（案）

(問い合わせ先)

熊本県農林水産部農林水産政策課総務班

担当：末廣、木庭

電話：096-333-2362（ダイヤルイン）

FAX：096-383-3270

メール：norinsuisan@pref.kumamoto.lg.jp

指定管理者指定申請書

年 月 日

熊本県知事

様

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

公の施設の名称 熊本県農業公園

(添付書類)

- 1 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- 4 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- 5 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- 6 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- 7 納税証明書
 - イ 法人税、地方法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 - ロ 熊本県の県税（当該県税が課されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあっては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- 8 その他知事が必要と認める書類

(別紙様式2)

熊本県農業公園指定管理者事業計画書

年 月 日現在

1 団体の概要

団 体 の 名 称		(フリガナ)	
団体の主たる事業所の所在地		〒	
熊本県内の事業所の所在地		〒	
申請団体名 (グループ応募の場合)		☐ 代表者 ☐ 構成員 (いずれかをチェック)	
設立年月日		従業員数	
資本金又は基本財産			
団体の運営理念			
主な業務内容			
免許・登録			
担当者	所属・職名	電話番号	
	氏名	FAX番号	
	メールアドレス		

注：「1 団体の概要」は、団体ごとに作成すること。次ページ以降については、用紙が不足する場合には必要に応じ適宜別紙を追加すること。

2 住民の平等な利用の確保

(1) 施設の設置目的及び県が示した管理の方針

ア 管理運営の方針

(募集要項2の「施設管理運営と指定管理者募集に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、農業公園の管理運営に当たっての基本的な考え方を記載すること)

※記入欄は、適宜、行を追加して記載すること。また、枠内に記載することが困難な場合はその旨記載し、別紙としても差し支えない。以下同じ。

イ 管理運営に当たっての基本的な達成目標

(農業公園の管理運営に当たっての具体的な達成目標(入園者数、体験農園参加者数等)を記載すること)

ウ 貴団体の経営方針等

(貴団体における経営方針、諸規程(就業・給与・会計等)の整備状況、並びに法令遵守等についての基本的な考え方を記載すること)

(2) 施設の平等な利用の確保

(住民の平等な施設利用の確保についての基本的な考え方、具体的な取組内容等を記載すること)

3 農業公園の効用の最大限の発揮

(1) 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果

ア 現状と課題

(農業公園の現状と課題等について、どのように認識しているのか記載すること)

※以下の項目については、「現状と課題」を踏まえて記載すること。

イ 利用拡大の取組

(年間を通して利用者の増加や潜在的な利用者を掘り起こすための取組等について、具体的な取組内容等を記載すること)

ウ 事業等の広報計画

(広報宣伝(例：県民の興味を引くホームページの運用、専門機関との連携等、農業公園と園内イベント等の認知度を高めるための取組等)についての基本的な考え方、具体的な取組内容等を記載すること)

エ 地域や関係機関等(特に他の企業・団体)との連携

(利用者の増加を図るための他の企業・団体との連携とそのノウハウの活用についての基本的な考え方(具体的な実施計画がある場合はその内容等)について記載すること)

(2) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果

ア サービス向上のための取組

(サービス向上を図るための取組等についての基本的な考え方、具体的な取組内容等を記載すること)

イ 他の企業・団体との連携

(サービス向上を図るための他の企業・団体との連携とそのノウハウの活用についての基本的な考え方(具体的な実施計画がある場合はその内容等)について記載すること)

ウ 自主事業の実施計画

① 自主事業等実施の基本的な考え方

(農業に関する新しい取組や本県農業関連施策(例:食のみやこ熊本、地下水と土を育む農業、スマート農業、農地集積、田んぼダム等)に関するコーナー設置等の取組、自主事業又は誘致事業等のイベントを含めた事業実施についての基本的な考え方、具体的な取組内容等を記載すること)

※自主事業を計画している団体にあっては、別途総合的な企画書を添付すること。(様式は任意、A4サイズ3枚程度以内(A3サイズの折込可))

② イベント実施計画表

自主、誘致に関わらず計画している事業(イベント)を時系列に記載すること。

実施事業の内容(具体的内容、事業規模等)	事業実施時期・実施回数

エ 施設・設備等の有効活用

(施設・設備等を有効に活用する取組等についての基本的な考え方、具体的な取組内容等を記載すること)

(3) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性

ア 施設の維持管理、安全管理等に関する具体的な取組

(施設の維持管理、事故防止の安全管理等(夏期の暑さ対策を含む。))についての基本的な考え方、具体的な取組内容等を記載すること)

イ 施設の維持管理等の具体的な取組

① 清掃、ごみ等の収集・処理

(施設の清掃、ごみ等の収集・処理についての具体的な取組内容等を記載すること)

② 植栽管理

(植栽管理(夏期の暑さ対策を含む。))についての具体的な取組内容等を記載すること)

③ 施設の巡回、警備

(施設の巡回、警備についての具体的な取組内容等を記載すること)

--

ウ 外部委託

農業公園を管理運営する上で、業務の一部を再委託する予定があれば、その内容を記載すること。

再委託する業務の内容	再委託する理由

(4) 農業生産者と消費者との共生の場づくりとしての具体的な取組

(農業及び「食のみやこ熊本県」に関する県民の理解と興味を深め、農業生産者と消費者との共生の場として農業公園を運営することについての基本的な考え方、具体的な取組内容等を記載し、イベント実施との関わりがある場合にはその効果についても記載すること)

--

4 管理に係る経費の縮減

(1) 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性

ア 収支計画の内容

(別紙様式3「熊本県農業公園指定管理業務の収支計画書」に記載した収入及び支出についての基本的な考え方及び健全性を記載すること)

--

イ 経費縮減の具体的な取組

(経費縮減に向けた取組についての基本的な考え方、具体的な取組内容等を記載すること)

(2) 施設の利用料金の設定

(施設の利用料金(入園料及び使用料)について、予定している設定金額と設定理由等を記載すること)

5 安定した管理のための人員及び財政的基礎

(1) 安定的な運営が可能となる人的能力

ア 管理運営体制(人員配置計画)

適正な管理運営の行うための人員配置、責任分担等を考慮の上、記載すること。

① 職員配置の基本的な考え方

(職員配置についての基本的な考え方を記載すること)

② 組織図

(指揮命令系統、人員数について記載すること)

③ 職員配置計画

役職・職種	担当業務	能力・資格、 実務経験年数等	雇用形態	雇用者の 確保方策

※「雇用形態」の欄には、常勤・臨時・嘱託等の別を記入すること。

※「雇用者の確保方策」の欄には、申請者が既に雇用している者（雇用済み）、今後雇用を予定している者（雇用予定）の別を記入すること。

※繁忙期等特定の時期についてのみ臨時職員の雇用を予定している場合は、雇用する時期についても、「担当業務」の欄に記入すること。

④ 職員の勤務体制（勤務時間、休日設定等）

（上記③に記載した職員の勤務体制（勤務時間、休日設定等）について記載すること）

--

⑤ 本社と現地の責任体制

（本社と現地との責任体制について記載すること）

--

⑥ 職員の採用・確保の方策

（上記③の「雇用者の確保方策」の欄に「雇用予定」と記載した者がある場合には、当該人員の確保方策（見通し）について記載すること）

イ 緊急時の対応及び利用者への対応方策等

① 緊急時の対応

（事故又は自然災害による被害発生等の緊急時の対応等危機管理の取組についての基本的な考え方、具体的な体制及び方策を記載すること）

② 施設利用者（県民）の意見・要望等への対応

（施設利用者の意見・要望等を積極的に聴取し、その内容を管理運営に反映させるための具体的な取組内容等について記載すること）

③ 苦情等への対応

（施設利用者や近隣地からの苦情等への対応の基本的な考え方、苦情等に的確・迅速に対応するための具体的な取組内容等について記載すること）

ウ 職員の指導育成及び研修体制

(職員研修の実施や先進地の情報収集等、職員の資質向上と管理運営への反映についての具体的な取組内容等を記載すること)

(2) 安定的な運営が可能となる経理的基盤

ア 財務状況の健全性

(貴団体の財務状況の概要及び健全性について記載すること)

イ 金融機関や出資者等の支援体制

(金融機関や出資者等の支援体制について記載すること)

(3) 類似施設の運営実績

(民間を含めた類似施設や類似業務を良好に運営した実績がある場合は、その概要等を記載すること)

(別紙様式3)

熊本市農業公園指定管理業務の収支計画書

(単位:千円)

【収入の部】

区 分	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	計
県委託料予定額 ※1						
利用料金収入 ※2						
その他の収入 ※3						
販売収入						
その他						
収入合計(A)						

【支出の部】 ※4

区 分	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	計	再委託の実施※5
人件費							
常勤職員							
臨時職員							
光熱水費							
電気							
水道							
燃料							
設備等保守点検費							
消防設備							
電気設備							
空調設備							
浄化槽設備							
遊具施設							
建築基準法定期点検							
清掃・植栽管理・警備等							
清掃							
植栽管理							
警備							
産業廃棄物処理							
施設・設備維持修繕費							
施設設備修繕							
花壇・体験農園管理費							
バラ園等花壇管理費							
体験農園管理費							
イベント運営・広告等							
イベント運営費							
広告宣伝費							
印刷製本費							
事務局費							
通信運搬費							
旅費							
消耗品費							
事務機器リース料							
負担金等							
販売事業費							
商品購入費							
支払手数料							
賃借料							
その他							
保険料							
公課費							
消費税							
予備費							
支出合計(B)							

収支(A)－(B)							
-----------	--	--	--	--	--	--	--

基準価格	5力年分
------	------

※1 県委託料予定額については、募集要項で定める年度ごとの基準価格以下であること。

※2 利用料金収入の推計根拠を添付すること。

※3 その他の収入の推計根拠を添付すること。

※4 支出に係る各項目について、推定根拠を添付すること。また、様式にない項目で必要な項目は追記すること。

※5 再委託の実施については、再委託を予定している項目について「○」を記入すること。

(別紙様式 4)

年 月 日

指 定 申 請 に 係 る 誓 約 書

熊本県知事

様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

熊本県農業公園の指定管理者の指定申請を行うに当たり、下記に記載した事項及び提出書類の内容は事実と相違ありません。

記

熊本県農業公園指定管理者募集要項「8 参加資格」に関して、参加資格の制限にかかる項目に該当しません。

(別紙様式 5)

年 月 日

熊本県農林水産部農林水産政策課長 様

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

申 立 書

熊本県農業公園の指定管理者指定申請書の提出に際し、熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」の趣旨を尊重し、以下に記載した役員等について、熊本県が実施する暴力団との関係の確認について協力いたします。

なお、役員等の中から熊本県警察本部が暴力団との関係について認める役員等が発覚した場合、選定段階における失格若しくは指定管理候補者の取消し、又は指定の取消しをされても不服がないことを申し立てます。

記

応募施設名					
商号又は名称					
所 在 地					
代 表 者 役 員 等	役職名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	現 住 所
備 考					

※常勤・非常勤を問わず記載をお願いします。

※役員数が複数枚にわたる場合は、この用紙をコピーしてお使いください。

(別紙様式 6)

熊本県農業公園指定管理者指定申請に関する質問票

熊本県農林水産部農林水産政策課 指定管理者担当者宛て

☐ 電子メールアドレス：norinsuisan@pref.kumamoto.lg.jp)

☐ F A X : 0 9 6 - 3 8 3 - 3 2 7 0

年 月 日

団体の名称	(フリガナ)
(質問内容)	
担当者氏名 及び連絡先	部 署 名 : 担 当 者 : 電 話 : 電子メール :

注)・質問内容は、要点を簡潔に記載してください。また、募集要項、仕様書などの資料名(ページ)などを掲げ、質問内容を明確にしてください。

・この質問票は、必ず電子メール又はファクシミリで送付してください。

(別紙様式 7)

現地説明会参加申込書

年 月 日

熊本県農林水産部農林水産政策課 指定管理者担当者宛て

☐ 電子メールアドレス：norinsuisan@pref.kumamoto.lg.jp

☐ F A X : 0 9 6 - 3 8 3 - 3 2 7 0

下記のとおり、熊本県農業公園指定管理者募集に関する現地説明会への参加を申し込みます。

記

参 加 団 体	団 体 の 名 称	
	担 当 者 (部 署 名)	
	電 話 番 号	
	電子メールアドレス	
	参加者所属・氏名 (1 団体 2 名まで)	

(別紙様式 8)

取 下 書

年 月 日

熊本県知事

様

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

下記のとおり、指定管理者指定の申請を取り下げます。

記

- 1 申請年月日
- 2 申請を取り下げる公の施設の名称
熊本県農業公園
- 3 担当者連絡先
 - (1) 担当者氏名
 - (2) 所属・職名
 - (3) 電話番号及び電子メールアドレス

注) グループを構成して申請した場合は、代表団体が記載すること。

熊本県農業公園施設概要書

所在地	熊本県合志市栄3802番地4
電話番号	096-248-7311
ホームページ	https://www.country-park.jp/



設置年月日	平成3年（1991年）8月22日（開園日）		
設置根拠	熊本県農業公園条例		
設置目的	農業の振興及び発展を図るとともに、県民に憩いの場を提供する		
主な施設内容	農業館（約1,430㎡）、知識の森（約120㎡）、多目的ホール（約450㎡）、物産館（約440㎡）、展示温室（約170㎡／約260㎡）、カントリータワー（高さ約25m）、わんぱく広場（約8,900㎡）、バラ園（約1.3ha）、芝生広場（約3.6ha）、駐車場（乗用車約2,260台、大型バス14台駐車可）等		
敷地面積	約28ha		
条例記載の指定管理者の業務	・農業に関する県民の理解と興味を深めるための業務 ・農業に関する資料の展示、情報の収集及び提供 ・展示、研修及び会議のための施設の提供 ・農業公園の入園に関する業務 ・農業公園の使用の許可に関する業務 ・農業公園の施設、設備及び備品の維持及び修繕に関する業務 ・農業公園の利用料金に関する業務 ・その他農業の振興及び発展に必要な業務 ・前各号に掲げるもののほか、指定管理者が農業公園の管理上必要と認める業務		
現在の管理状況	☐ 直営 ☒ 委託 管理委託先：公益財団法人 熊本県農業公社 【施設の運営人数（R7年度）】 23 人		
委託料（決算額）	R5年度 (2023年度) 65,250 千円	R6年度 (2024年度) 65,250 千円	R7年度 (2025年度) 65,250 千円
入園料・使用料収入 （利用料金決算額）	R5年度 (2023年度) 48,832 千円	R6年度 (2024年度) 45,742 千円	R7年度 (2025年度) 43,529 千円
入園者数	R5年度 (2023年度) 447 千人	R6年度 (2024年度) 404 千人	R7年度 (2025年度) 433 千人
熊本県担当部（局）・課	農林水産部農林水産政策課	TEL	096-333-2362
		e-mail	norinsuisan@pref.kumamoto.lg.jp

参考資料

令和7年度（2025年度）におけるイベントの実施状況

(単位：人)

イベント名	開催日時	参加人数
自主イベント		
春のバラまつり	R7. 5. 5～18	23,098
水遊び広場	R7. 7. 19～8. 24	6,833
秋のバラまつり	R7. 11. 14～24	10,082
新春たこあげ大会	R8. 1. 11	629
秋の園芸講習会	R7. 8. 10	18
春の園芸講習会	R8. 3. 30	22
フラワーアレンジメント教室	R7. 6. 8	44
接ぎ木教室	R8. 1. 25	33
食農塾ピザ作り体験	R7. 4. 1～9. 30	345
落花生植付け	R7. 4. 17・18	101
甘藷植付け	R7. 4. 28～5. 23	2,316
甘藷生育観察	R7. 7. 30	57
じゃがいも収穫体験	R7. 6. 4～6. 19	1,047
落花生収穫	R7. 9. 10～9. 13	247
甘藷収穫	R7. 10. 15～11. 14	6,261
ダイコン収穫体験	R7. 11. 26～12. 12	1,507
共催イベント		
春のうまかもんフェア	R7. 5. 10・11・17・18	—
秋のうまかもんフェア	R7. 11. 15・16・22・23	—
夏休み自由研究（こどもの秘密基地）	R7. 7. 26～27	—
誘致イベント		
スーパー竹とんぼ講習会	毎月第1日曜日	
KJリーグティーステップサッカー大会	R7. 6. 28・29、R7. 7. 5・6、R7. 9. 21・28 R7. 12. 14・20・21、R8. 3. 15・22	20,878
恐竜パーク	R7. 4～5、R8. 1～3 土・日・祝日	14,738
くまもと肉万博・コスモマルシェ	R7. 4. 5・6	4,219
コインランドリー展示会	R7. 4. 9	100
グルメ&スイーツガーデン	R7. 4. 12・13	4,021
サッカー選手権大会		
九州蚤の市	R7. 4. 19・20	10,693
合志市子育てサポーターズサッカー大会	R7. 4. 26・27	6,340
九州たこ焼きグランプリ		
くぬぎの丘マルシェ	R7. 5. 3～5	10,945
くまもと唐揚げ選手権	R7. 5. 10・11	(7,468)

イベント名	開催日時	参加人数
台熊祭々in合志市	R7. 5. 17・18	(6, 469)
アンビー合志保育園運動会	R7. 6. 7	840
たまねぎリレーマラソン大会	R7. 6. 8	1, 605
ひまわりマルマルシェ	R7. 6. 13～15	220
謎解きウォーキングアルクエスト	R7. 6. 21・22	745
寒蘭新芽展示会	R7. 7. 6	－
WANIMA pre. 1CHANCE FESTIVAL2025	R7. 9. 6・7	52, 078
ひまわりマルマルシェ	R7. 10. 3～5	717
kumamotoカレー王座決定戦	R7. 10. 11・12	4, 122
動物愛護祭り	R7. 10. 12	(2, 365)
九州蚤の市	R7. 10. 18・19	10, 665
第二幼稚園運動会	R7. 10. 25	(364)
くぬぎの丘マルシェ	R7. 10. 25・26	(4, 162)
合志市民まつり	R7. 11. 2	13, 397
2025くまもと農業フェア	R7. 11. 8・9	13, 862
鉄板焼きフェス	R7. 11. 15・16	(4, 235)
ひのくに骨董市	R7. 11. 15・16・21・22	－
おもと展示会	R7. 11. 15・16	－
ミートパーク	R7. 11. 22・23	3, 039
寒蘭展示会	R7. 11. 22・23	－
キッズベースボール運動会	R7. 11. 29	351
スイーツマラソン大会	R7. 11. 30	671
ナナフレマーケット	R7. 12. 7	2, 045
ひのくに高等支援学校駅伝大会	R7. 12. 12	352
熊本学園大学付属中学校駅伝大会	R7. 12. 19	372
多肉植物・園芸雑貨展示販売	R7. 12. 21	－
第19回合志市民健康 カントリーマラソン大会	R8. 1. 10	1, 283
第50回JA植木まつり	R8. 1. 24～2. 23	196, 580
ひのくに骨董市	R8. 1. 24～31、R8. 2. 1～23（土・日）	－
盆栽の展示会	R8. 2. 6～9	－
第22回無人ヘリコプター安全飛行技術競技 熊本大会	R8. 3. 3	－
謎解きウォーキングアルクエスト	R8. 3. 7・8	(1, 613)
中古農業機械展示販売	R8. 3. 11	1, 155
くまもと肉万博	R8. 3. 28・29	2, 631

参考資料

入園者数の状況(令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度))

(単位:人)

区 分		有 料 入 園 者					無料入園者	総入園者
		大 人				年間パス利用		月間計
		個人	年間パス購入	団体	計			
令和 3 年度 (2021 年度)	4月	10,847	179	1,719	12,745	757	9,048	22,550
	5月	10,288	182	50	10,520	805	6,633	17,958
	6月	2,574	486	574	3,634	647	3,722	8,003
	7月	1,763	451	975	3,189	1,273	4,552	9,014
	8月	969	74	448	1,491	1,020	2,684	5,195
	9月	6,139	110	30	6,279	802	6,148	13,229
	10月	6,441	182	2,314	8,937	1,102	12,143	22,182
	11月	16,890	195	2,121	19,206	2,227	17,083	38,516
	12月	4,470	32	0	4,502	1,150	7,484	13,136
	1月	1,656	14	97	1,767	204	51,540	53,511
	2月	796	16	0	812	109	84,840	85,761
	3月	3,072	103	2,329	5,504	1,452	7,288	14,244
	計	65,905	2,024	10,657	78,586	11,548	213,165	303,299
	令和 4 年度 (2022 年度)	4月	10,390	210	423	11,023	737	7,986
5月		34,209	330	693	35,232	1,238	24,518	60,988
6月		2,682	357	889	3,928	738	4,834	9,500
7月		5,177	486	1,055	6,718	1,230	7,264	15,212
8月		2,123	48	0	2,171	382	3,100	5,653
9月		1,968	108	25,199	27,275	913	11,381	39,569
10月		15,731	245	2,179	18,155	1,159	15,568	34,882
11月		8,714	134	928	9,776	1,104	31,399	42,279
12月		3,601	37	0	3,638	1,604	6,498	11,740
1月		1,186	14	105	1,305	158	54,414	55,877
2月		501	12	0	513	93	116,522	117,128
3月		5,119	135	2,087	7,341	1,471	9,997	18,809
計		91,401	2,116	33,558	127,075	10,827	293,481	431,383
令和 5 年度 (2023 年度)		4月	8,479	188	1,948	10,615	708	8,772
	5月	26,394	394	672	27,460	932	17,600	45,992
	6月	2,272	434	1,459	4,165	634	5,076	9,875
	7月	1,421	496	1,185	3,102	2,062	6,175	11,339
	8月	2,290	62	0	2,352	396	5,567	8,315
	9月	8,727	135	34,599	43,461	653	15,739	59,853
	10月	12,914	277	1,028	14,219	1,241	13,887	29,347
	11月	9,081	172	1,162	10,415	1,190	37,677	49,282
	12月	1,240	17	1,800	3,057	760	5,169	8,986
	1月	1,231	22	95	1,348	264	37,090	38,702
	2月	8	1	0	9	2	148,682	148,693
	3月	4,703	157	808	5,668	1,485	9,225	16,378
	計	78,760	2,355	44,756	125,871	10,327	310,659	446,857

(単位:人)

区 分		有 料 入 園 者					無料入園者	総入園者
		大 人				年間パス利用		月間計
		個人	年間パス購入	団体	計			
令和 6 年度 (2024 年度)	4月	7,751	203	5,746	13,700	771	10,969	25,440
	5月	21,088	372	2,012	23,472	951	14,634	39,057
	6月	1,588	515	1,473	3,576	574	3,388	7,538
	7月	1,155	322	758	2,235	1,546	5,100	8,881
	8月	1,231	52	40,067	41,350	256	11,569	53,175
	9月	1,293	116	5,025	6,434	962	4,072	11,468
	10月	8,496	202	180	8,878	782	8,951	18,611
	11月	7,986	156	1,048	9,190	1,037	33,079	43,306
	12月	1,813	37	0	1,850	1,501	5,286	8,637
	1月	1,088	19	121	1,228	164	41,501	42,893
	2月	22	0	0	22	6	134,687	134,715
	3月	1,219	54	1,242	2,515	883	6,701	10,099
		計	54,730	2,048	57,672	114,450	9,433	279,937
令和 7 年度 (2025 年度)	4月	12,157	306	3,233	15,696	894	11,474	28,064
	5月	18,851	253	754	19,858	697	12,983	33,538
	6月	1,046	526	1,880	3,452	662	3,461	7,575
	7月	1,214	264	310	1,788	936	3,372	6,096
	8月	1,186	44	0	1,230	274	2,154	3,658
	9月	260	184	45,764	46,208	1,558	13,421	61,187
	10月	12,348	156	500	13,004	805	10,327	24,136
	11月	6,884	105	145	7,134	462	34,217	41,813
	12月	2,698	63	0	2,761	1,625	5,753	10,139
	1月	1,278	11	129	1,418	169	45,685	47,272
	2月	204	3	0	207	26	153,102	153,335
	3月	3,507	115	1,236	4,858	1,930	9,570	16,358
		計	61,633	2,030	53,951	117,614	10,038	305,519